

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業 助成要項

◆助成方針 「コロナ禍における北海道の市民活動を考える助成」

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付要綱に基づき、北海道内のコロナ禍においても市民活動を継続している団体や、コロナ感染症の影響を緩和・改善する活動に助成します。かつ、本助成においては、北海道災害復興支援基金のプロジェクトチーム(運営委員会)による、ヒアリング調査を受けていただくことが条件となります。

◆助成対象事業は要綱第 3 条により、

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策並びにその支援となる事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、新たに開始又は見直した事業
- (3) 営利を目的としない公益的な事業
- (4) 北海道内における地域社会の発展に資すると認められるもの
- (5) 北海道で暮らす人々を対象とした事業
- (6) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (7) 既に終了した事業でないこと

とします。採択された団体に対しては、北海道 NPO ファンドより、ヒアリング調査の日程を伺います。対象となる活動については、当会事務局にお問合せいただくほか、北海道 NPO ファンドが参加している、新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会の HP なども参考にしてください。<https://covid-19.npoproject.hokkaido.jp/>

◆助成対象事業費は要綱第 4 条においては、

助成金の使途の限定は特にありませんが、事業管理費(スタッフ謝金や通信費、地代家賃等、当該事業を含む団体運営に要する経費)は全体の5割以下、ただし、公募開始前から実施している事業を今後も継続実施する場合に限り、2020年4月1日まで遡って1に定める経費を助成対象と認めることができます。と定められていますが、本公募においては、事業管理費額の制限は設けません。ただし、当ファンドによるヒアリング調査への協力は必須となります。

◆応募資格 道内で活動しているNPO（NPO法人・任意団体等）を対象とします。

※一般社団法人・一般財団法人は「非営利型」のみ応募可能です。

※公益性のない事業、営利を目的とした事業、政治団体、宗教団体などは助成の対象となりません。

◆助成金額 総額約 30万円（1 団体3万円～7万円の範囲で助成）

◆応募期間 2021年1月22日（月）～2月8日（月）消印有効

(1)助成金交付申請書（様式1）

(2)事業計画書（様式2）

(3)収支計画書（様式3）を

メールまたは郵送にてご提出ください。

◆選考方法 書類審査と聞き取りのあと、北海道NPOファンド選定委員会において選考し、助成先を決定します。なお、応募書類受領後、問い合わせをさせていただく場合がございますので、その場合は応答のほどご協力お願ひいたします。

◆決定通知 3月上旬（助成先は個別に通知するとともに、北海道NPOファンドホームページ、『北海道NPO情報』等で広報します。応募提出書類は返却いたしません）

◆助成金支払い 3月下旬（予定）

◆活用結果報告書の提出

- (1) 助成金事業実績報告書（様式8）
- (2) 事業報告書（様式9）

(3) 収支決算書（様式10）

を、申請団体事業年度終了後1か月以内または、申請事業期間終了後1か月以内にお送りください。

◆その他、本助成は**北海道NPO新型コロナウイルス感染症対策助成事業**交付要綱に従います。

◆お問合せ先／応募用紙提出先 応募用紙の提出は郵送、持参またはメールでお願いします。なお、応募用紙は北のNPO基金ホームページからダウンロードすることができます。

<https://npo-project.hokkaido.jp/dofund/covid19/>

認定NPO法人北海道NPOファンド

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室

<https://npo-project.hokkaido.jp> メール npofund@npo-hokkaido.org

電話 011-200-0973 FAX 011-200-0974 担当：高山